

# ICT セミナーを活用した移住・子育て等情報発信業務 仕様書

## 1 委託業務名

ICT セミナーを活用した移住・子育て等情報発信業務

## 2 目的

上市町では人口の増加を目指すため、若い世代の移住を促進し、社会増加及び自然増加に繋げる取り組みを行っている。今後、更に人口の社会増加を進めるため、ICT セミナーを活用し、SNS 等での移住や子育て等に関する情報発信の強化を図り、地域における情報発信者を増やし、町の認知度向上、関係人口拡大及び移住促進を目的とするもの。

## 3 業務期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

## 4 業務内容

### (1) 概要

- ・ 動画制作のセミナーを開催する。
- ・ セミナーでは、SNS 投稿用の動画制作に関する講義を行い、受講者は上市町の移住や子育て等をテーマにした動画制作を行う。受講者は SNS 等で日常的に制作動画を発信できる状態を目指すとともに、セミナーで制作した動画は、町の SNS で投稿する。

### (2) 動画制作セミナーの実施

#### ア 受講者

- ・ 町内在住者及びまちづくりに意欲のある町外在住者

#### イ セミナーの内容

- ・ 受講者の ICT 技術の習得度を高めるため、座学と併せて課題提出と添削、講師からのアドバイス等を組み込んだ内容とする。
- ・ 受講者は課題として、上市町の移住や子育て等を題材とした動画を2本以上制作し、動画は町の SNS で投稿を行う。
- ・ 講義時間は、1回につき2時間以上とし、2回以上開催する。

#### ウ 受講者の募集・受付

- ・ インターネットサイトや SNS 等で、効果的な募集広告を行う。
- ・ 受付のための Web ページを設け、応募者の受付と講座の案内等を行う。
- ・ 参加者へのアンケートを実施する。

### (3) 効果的な業務運営

- ・ 委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、上市町との連絡調整を十分に行い、円滑な

業務の運営に努める。

- ・業務の目的、下記5の目標値を達成できるように、効果的な広報や集客戦略、事業運営を行う。
- ・上市町が実施する他の移住交流促進事業等との連携を行う。
- ・参加者のモチベーションを維持し、最終的な課題提出率が向上するための具体的な提案を上市町にする。
- ・その他目的、目標値の達成に向け、効果的な案があれば積極的に上市町へ提案する。

#### (4) その他

- ・業務の中で発生した収入は、当該業務の経費に充てること。
- ・参加者へのアンケートを実施することとし、内容については上市町と協議のうえ決定すること。

### 5 目標値

- ・参加者 1回の講義につき15人以上
- ・動画制作 参加者1人につき動画を2本以上

### 6 成果品

- |                |           |     |
|----------------|-----------|-----|
| (1) 事業実施報告書    | 紙媒体及び電子媒体 | 各1部 |
| (2) 受講者が制作した動画 | 電子媒体      | 1部  |
| (3) アンケート結果報告書 | 紙媒体及び電子媒体 | 各1部 |

### 7 成果品納入場所

上市町企画課

〒930-0393 富山県中新川郡上市町法音寺1番地 上市町役場2階

TEL：076-472-2473 FAX：076-472-1115

E-mail：k.kikaku@town.kamiichi.toyama.jp

### 8 業務遂行上の留意事項

- (1) 本仕様書並びに関係法令及び条例を遵守し、上市町の指示に従い、業務を担当する企画課と連絡を密にして業務の進捗を図ること。
- (2) 本事業が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理（各作業の進捗状況の把握、上市町への状況報告等）を徹底すること。また計画の遅れが生じるなど、課題・問題等が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を上市町に提示し、上市町の承認を得た上で、これを実施すること。
- (3) 本業務で知り得た個人情報及び秘密並びに業務に係る内容を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委託業務が終了した後においても同様とする。
- (4) 本業務の成果品に係る著作権その他一切の権利は、上市町に帰属するものとする。

- (5) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、上市町へ事前に書面で申し出て承認を得た場合は、本業務の一部を第三者へ再委託することができる。
- (6) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、上市町の責に帰すべきものを除き、全てを受託者の責任において処理すること。
- (7) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、その都度、受託者は上市町と協議のうえ、適切に対応すること。